

# 電子金融取引の民事法理(1)

## —— 韓国電子金融取引法の考察 ——

徐 熙 錫<sup>\*</sup>

- I 序
- II 本法の制定までの経緯
- III 本法の適用範囲：電子金融取引の意義（以上本号）
- IV 本法の主要内容
- V 考察
- VI 結びに代えて：今後の課題

## I 序

### 1 電子金融取引への法的対応の問題

情報通信技術（特にインターネット）の発展を取引法の分野でどのように受け止めるかは、各国の法政策とも関連する大きな問題である。この問題については、インターネットが普及し始めた1996年に国連の国際商取引法委員会で「電子商取引モデル法」(UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)が採択されて以来、各国・地域はこの問題について本格的な関心を注ぎ始め、それぞれの国内・域内の状況を踏まえた立法作業を進めてきたわけである<sup>1)</sup>。この流れの立法は、電子的な方式による物品やサービスの取引を主な対象として念頭においたものという意味で、とりわけ「電子商取引立法」ということができるだろう<sup>2)</sup>。

ところで、その後の技術の発展は、金融取引（特に銀行取引や証券取引）の電

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 例えば、アメリカの統一電子取引法（UETA）（1999）や連邦電子署名法（E-SIGN Act, 2000）、EUの電子署名指令（1999）や電子商取引指令（2000）とそれによる加盟国の国内法化、日本の電子署名及び認証業務に関する法律（「電子署名法」、2000）や電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例法（「電子契約法」、2001）など。
- 2) しかし、いわゆる「電子商取引立法」が物品等の取引のみを対象とするものではないことに注意を要する。電子商取引立法の内容は、電子金融取引などにも基本的に通用する包括的な立法である場合が多いからである。

子化を急速に進展させ、リテール利用者による電子金融取引の利用が増加するとともに、支払（決済）取引の電子化（ネット上のクレジットカード取引、電子マネー等）も進んできている。この問題への法的対応は、電子化の進展に従い取引の種類別に異なっていて一概には言えない状況であるが、とりわけ電子資金移動取引（EFT）については、かねてから法制の整備が進んでいた<sup>3)</sup>。この分野の立法は、金融機関間のネットワーク化やATMなどの電子的装置の普及がインターネットの普及より先に進んだこともあって、「電子商取引立法」より早い段階から進められてきたのであるが、国によっては、銀行取引の一種として別に立法を進めることなく、約款により規律するという立場もある（日本、韓国など）。なお、電子マネーなどの新たな支払（決済）手段については、EUが主に監督法的な観点から「電子マネー指令（2000）」<sup>4)</sup>を制定しているほかは、これといった立法の動きは見当たらない。

要は、支払（決済）取引を含む金融取引が電子的な方式で行われることを「電子金融取引」と呼ぶことができるとすると、この種の電子金融取引につき、これを一つの包括的なカテゴリーとして捉える立法はあまり見当たらず、電子化の進展に従い取引の種類別に、個別的な対応が行われているのが現状である<sup>5)</sup>、ということができよう。

## 2 韓国電子金融取引法の制定

このような中で、最近、韓国では、「電子金融取引法」（制定2006.4.28法律第7929号）という法律（以下「本法」ともいう）が制定され、2007年1月からの施行を控えている。本法は、「電子金融取引」に関する包括的・横断的なルールとして成立している点で、上記のような国際的な流れ（個別的な対応）からみると、

- 
- 3) 例えば、アメリカの連邦EFT法（1978）やUCC4A編資金移動（1989）、UNCITRAL国際振込モデル法（1992）、EUの国際振込指令（1997）とそれによる加盟国の国内法化（ドイツの振込法〔BGB〕〔1999〕等）など。電子資金移動取引に関する各国等の法制整備の現況については、岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003）8頁以下を参照。
  - 4) Directive 2000/46/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on the taking up, pursuit of and prudential supervision of the business of electronic money institutions

やや特殊な形態の立法である。すなわち、本法は、銀行・証券・保険などの金融取引が電子的な方式で行われる場合や電子マネーなど新種の支払（決済）手段による支払（決済）取引を「電子金融取引」という枠組みのなかで捉え、既存取引とは異なる特殊性からなる、新たな取引法・私法のルールを定めようとするものである<sup>6)</sup>。

本法は、以上のように電子金融取引に関する包括的な取引法・私法のルール（民事ルール）である点以外にも、「電子金融業」への参入要件や監督等に関する行政ルール（業法）を設けている点にも特徴がある<sup>7)</sup>。すなわち、本法は、取引法の要素と業法の要素をともに規定することによって、両方の立法の需要に効率的に対応するとともに、民事ルールと行政ルールにおける規律の一貫性や統一性を図ろうとしたものである。例えば、民事ルールとして本法は、「利用者」と「金融機関・電子金融業者」との電子金融取引の法律関係を規律しようとするものであるが、ここで本法の適用を受ける「電子金融業者」とは、本法により許可また

- 
- 5) ただ、「消費者金融サービスの隔地販売に関するEU指令」(Directive 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council of 23 September 2002 concerning the distance marketing of consumer financial services and amending Council Directive 90/619/EEC and Directives 97/7/EC and 98/27/EC) は、銀行・クレジット・保険・投資などの金融サービス全般の消費者・隔地販売につき、加盟国の法規の調和を図ろうとするものであって、遠隔通信の手段 (means of distance communication) による金融商品の販売を対象とする点で、電子金融取引に関する包括的な立法に近いものといえよう。もっとも、この指令は、情報提供義務 (3条) や撤回権 (6条) など消費者保護に関するルールの整備が中心的内容となっており、電子的な方式による金融取引の具体的な法律関係を規律する内容とはなっていない。同指令を紹介するものとして、指令案段階のものではあるが、Chris Reed, *Managing Regulatory Jurisdiction: Cross-Border Online Financial Services and the European Union Single Market for Information Society Services*, 38 *Hous. L. Rev.* 1003 (2001); Norbert Reich & Axel Halfmeier, *Consumer Protection in the Global Village: Recent Developments in German and European Union Law*, 106 *Dick. L. Rev.* 111 (2001) 参照。
- 6) 本法に関する邦語の文献には、政府草案段階の法案を説明するものとして、杉浦宣彦＝徐熙錫「韓国における電子金融法制—『韓国電子金融取引法(案)』と日本法制への示唆」金融庁金融研究研修センター DP Vol.7 (2003.8) (金融庁ホームページ) がある。
- 7) 本法の第1条(目的)は、「本法は、電子金融取引の法律関係を明確にして電子金融取引の安全性と信頼性を確保するとともに、電子金融業の健全な発展のための基盤を形成すること…を目的とする。」とすることによって、この点を明らかにしている。なお、本法第7章(罰則)は刑事ルールを設けたものである。

は登録の要件を済ませた業者のことであり(28条)、その限りにおいては、本法の民事ルールは、行政ルールによってその人的適用範囲が制限される構造となっているのである。

### 3 本稿の目的

本稿の目的は、以上のような意味での本法の行政ルールを基本前提として踏まえた上で、電子金融取引に関する本法の民事ルールを考察しようとするものである。本法の民事ルールは、第2章(電子金融取引の当事者の権利と義務)と第3章(電子金融取引の安全性確保・利用者保護)の一部とを含むものであるが、個別規定としては、とりわけ取引内容の確認措置義務および誤謬訂正要求権、電子金融取引の事故時における責任負担(分担)のルール、電子金融補助業者の民事法的地位、電子資金移動取引契約の効力、電子マネーや電子債権など新たな電子支払(決済)手段の法律関係等に関する規定などが注目される。

これらの規定は、電子金融取引の技術的特性を反映した特別な、または新たな民事ルールを提示するものであり、いずれも奥深い問題を抱えている。電子金融取引自体が技術発展に深く係っており、その分普遍的な性質のものであることを考えると、これらのルールの検討は、比較法的にも意義があるものとする。したがって、検討に際しては、各規定の立法趣旨や立法に至る経緯などを考慮に入れつつ、条文の内容を詳しく解説することとする。

以下においては、まず本法の制定までの経緯(前史、制定背景)について簡単に整理した後(Ⅱ)、本法の適用範囲(Ⅲ)や民事ルールの主要内容(Ⅳ)を検討する。続いて、その検討を踏まえ、本法の民事ルールに関する若干の理論的な考察を付け加える。

## Ⅱ 本法の制定までの経緯

### 1 前史

電子金融取引は電子取引の一種と解される。したがって、本法を検討するに際しては、まず電子取引に関する立法の電子金融取引との関連性を抑えておく必要がある。また、本法が制定されるまでに、実務はどのような取引のルール(約款)

を定めて電子金融取引に対応してきたかという点も、本法の内容を理解する上で重要な意味がある。そこで、以下ではまず、電子取引に関連する立法について、電子金融取引との関連性の観点から簡単に触れた後、電子金融取引に関する約款の内容について検討する。

#### (1) 電子取引関連立法

電子商取引や電子金融取引など「電子取引」に対応するための韓国の取組みは、インターネットの普及の進展やUNCITRAL電子商取引モデル法の制定という社会的・外的要因を背景に、政府の政策的な推進に支えられ、1990年代後半から本格的に進められた<sup>8)</sup>。その結果としてまず制定されたのが、電子取引基本法(1999)、電子署名法(1999)、電子商取引消費者保護法(2002)など、いわゆる「電子商取引」を主な対象とする法律である。また、「電子金融取引」に関連しては、本法以外に「電子手形法」(2004)がある。

以下では、そのうち、電子取引基本法、電子署名法、電子手形法につき、電子金融取引との関連性を中心に概観する。なお、電子商取引消費者保護法は、基本的には物品等の電子商取引における消費者保護を念頭に置いた業法としての性質を有するものである。したがって、電子金融取引の民事法理との関連性があると思われるわずかな部分(例えば、電子文書に関する5条1項)については、本法の関連するところで簡単に言及し、ここでこの法律の検討は割愛する<sup>9)</sup>。

#### A 電子取引基本法

「電子取引基本法」は、UNCITRAL電子商取引モデル法に倣って、電子文書(データメッセージ)の私法上の効力に関する規定を定めるほか、電子取引の基盤を形成するための政府の責務等に関する事項を盛り込んで1999年に制定された<sup>10)</sup>。しかし、同法については、電子取引の拡散および環境の変化に対応するために、関連施策等に関する事項を改編・補完する内容の全面改正(2002年)が行われている。その際、電子文書の私法上の効力に関する規定(第2章)についても、1999年法に対する学説の批判(電子文書の送受信時期および場所、電子文書に

8) その前の1990年代前半からは、電子データ交換(EDI)に関するいくつかの個別法が制定されていた。

含まれた意思表示の効果帰属、受信確認に関する規定等)などを反映した修正が行われた<sup>11)</sup>。

電子文書の私法上の効力に関する電子取引基本法の規定が電子金融取引にも適用されるかが問題であるが、これは「電子取引」の定義の問題である。電子取引基本法は原則上すべての「電子取引」に適用されるからである(電子取引基本法3条)。この点につき、電子取引基本法は、「電子取引」とは「財貨〔商品〕または役務〔サービス〕の取引において、その全部または一部が電子文書により処理される取引」と定義している(同2条5号)。ここで「財貨または役務の取引」に金融取引が含まれるかが解釈のポイントになるわけであるが、電子金融取引を「金融商品またはサービスの取引」が電子文書により処理される取引として理解すると、電子金融取引も当然電子取引に当たることになり、したがってその旨を本法に明示する必要はないとも思われる<sup>12)</sup>。しかし、本法は、電子取引の定義や範囲につき学説上議論がある点に鑑み、電子取引基本法と本法との関係を明らか

- 
- 9) 電子商取引消費者保護法(2002)は、訪問販売法上の「通信販売」に関する規定を分離したうえ、「電子商取引」に特有の規定を追加する形で制定された(この法律を紹介する邦語の文献として、孟守錫「韓国における電子商取引と消費者保護の進展—2002年電子商取引消費者保護法を中心として—」ジュリスト1236号(2002)94頁以下、延基榮「韓国の電子取引関係法の現状と消費者保護」国際商事法務33巻12号(2005)1651頁以下がある)。この法律上、金融取引(「金融機関による金融商品の取引」)に対しては、通信販売業を前提とする規定(12条~20条)が適用されないため(電子商取引消費者保護法4条4項)、電子金融取引に適用される電子商取引消費者保護法の規定は、電子商取引に特有な規定として、第5条(電子文書の活用)、第6条(取引記録の保存など)、第7条(操作ミスなどの防止)、第8条(電子的代金支払の信頼確保)、第9条(配送事業者などの協力)、第10条(サイバーモールの運営)、第11条(消費者に関する情報の利用等)などがある。しかし、これらのほとんどが業法としての性質のものであり、また電子金融取引と関連しないものもある(9条)。もっとも、電子商取引における消費者保護に関して電子商取引消費者保護法と他の法律の規定が競合する場合には、原則的に電子商取引消費者保護法を優先的に適用するため(同4条)、金融機関等はこの法律による義務に従わなければならない場合がありうる。なお、電子金融取引ともっとも関連性のある第8条については、杉浦=徐・前掲注6)8頁以下を参照。
- 10) 1999年電子取引基本法を紹介する邦語の文献として、円谷峻=中川敏宏「韓国における電子取引関連法—1999年電子取引基本法を中心に—」横浜国際社会科学研究所6巻3号(2001)19頁以下がある。
- 11) 2002年電子取引基本法を紹介する邦語の文献として、延・前掲注9)1642頁以下がある。
- 12) 実際に、立法に際しての法務部等の立場であった(財政経済部「電子金融取引法案制定理由書」[2004.10][以下「政府理由書」と引用]56頁)。

にするため、電子金融取引が電子取引に該当することを前提に、電子金融取引のために使用される電子文書については、電子取引基本法の関連規定が適用される旨を明らかにした(本法5条)。

それでは、「電子文書」に関する電子取引基本法上の規定とは何か。電子取引基本法は電子文書につき、電子文書の効力の認定(4条)、電子文書の保管(5条)、送信・受信の時期および場所(6条)、電子文書の効果帰属(7条)、受信した電子文書の独立性(8条)、受信確認(9条)、6条～9条の任意規定性(10条)に関する7カ条を設けている<sup>13)</sup>。本法はこのうち、第8条に関して特別規定を定めるほか(本法5条2項)、他の規定はすべて電子金融取引に適用されるとしている(同5条1項)。これらの規定の詳細と電子金融取引との関連性については、本法の主要内容の検討の一つとして後述する(IV 1(1))。

## B 電子署名法

電子署名は、電子文書を作成した者の身元を確認し、当該電子文書の内容が変更されたかどうかなどを確認するために必要なものであり、電子文書の使用が増加するにつれ、その必要性も増してくる。韓国の電子署名法制は、電子データ交換(EDI)に関する個別立法<sup>14)</sup>においてすでに導入されていた。しかし、これらの個別立法上の電子署名とは、閉鎖的なEDI通信網において当該個別立法で予定する特別目的を達成するためのものであって、スキャンした署名イメージも含まれるなど、現在電子署名として広く利用されている公開キー(非対称キー)暗号化方式のいわゆる「デジタル署名」に限定されるものではなかった<sup>15)</sup>。

ところが、インターネットの普及に伴い、電子文書の安全性や信頼性を確保するための包括的な電子署名法制が必要になってきた。そのような必要性から、電子取引基本法の成立とほぼ同時期(1999.2)に成立した法律が「電子署名法」である。1999年電子署名法の特徴は、電子署名の方式を「非対称暗号化方式」(デジタル署名)に限定して電子署名を概念定義している点にある<sup>16)</sup>。また、電子署

13) 他に、電子署名に関する事項は電子署名法の定めによる、とする第11条がある。

14) 貿易業務自動化促進に関する法律(1991)、貨物流通促進法(1995年改正)、工業及びエネルギー技術基盤造成に関する法律(1994)など。

15) 鄭完溶『電子商取引法』(韓国・法英社、2002)267頁。

名の効力と関連して、公認認証機関により認証された電子署名（公認電子署名）の効力規定のみが定められている点も特徴である。

このような中で、EUの電子署名指令（1999）、アメリカの連邦電子署名法（2000）、日本の電子署名法（2000）、UNCITRAL電子署名モデル法（2001）など、技術中立性（特定の技術を前提としないこと：筆者注）に立脚した電子署名法制が次々と制定されたことをうけ、技術特定性（特定の技術を前提とすること。ここでは「デジタル署名」の技術をいう：筆者注）に基づく電子署名法の態度に対する再検討が行われることとなった。そして、電子署名法は、以上のような国際的な流れに合わせ、より多様な技術を収容することができるよう、技術中立性を基盤とするものへと改正（2001年12月）されるようになった（2001年法）。2001年電子署名法では、それとともに、公認電子署名の概念や公認認証書制度を実効性あるものへと整備するなどの改正も行われている。その主要内容を概観すると、以下のとおりである<sup>17)</sup>。

i) 電子署名の定義：「電子署名」とは、「署名者を確認し、署名者が当該電子文書に署名したことを示すに利用するため、当該電子文書に添付され、または論理的に結合された電子的形態の情報」をいう（電子署名法2条2号）。これは技術中立性を反映した電子署名の定義として、UNCITRAL電子署名モデル法の定義<sup>18)</sup>などを参考にしたものである。

一方、「公認電子署名」は、公認認証機関により認証を受けた電子署名のことであり、電子署名法上は次のように定義される。すなわち、公認電子署名とは、「公認認証書〔公認認証機関が発給する認証書〕に基づいた電子署名であって、次の四つの要件を備えたものをいう。

---

16) 「電子署名とは、電子文書を作成した者の身元と電子文書の変更如何を確認することができるよう、非対称暗号化方式を利用して電子署名生成キーで生成した情報であって、当該電子文書固有のものをいう。」(2条2号)

17) 2001年電子署名法の内容を紹介する邦語の文献として、延・前掲注9) 1649頁以下がある。

18) Art. 2 (a) “**Electronic signature**” means data in electronic form in, affixed to or logically associated with, a data message, which may be used to identify the signatory in relation to the data message and to indicate the signatory’s approval of the information contained in the data message.

1. 電子署名生成情報〔電子署名を生成するために利用する電子的情報〕が加入者〔公認認証機関から電子署名生成情報を認証された者〕に専ら属すること、
2. 署名当時、加入者が電子署名生成情報を支配・管理していること、
3. 電子署名がされた後、当該電子署名の変更の有無を確認することができること、
4. 電子署名がされた後、当該電子文書の変更の有無を確認することができること」(同2条3号)<sup>19)</sup>。

ii) 電子署名の効力：以上のように、韓国法上の電子署名は、電子署名と公認電子署名の二つの場合に分けられているわけであるが、電子署名の効力規定もこれに依じている。まず、「電子署名(公認電子署名以外のもの)は、当事者間の約定による署名、署名捺印または記名捺印としての効力を有する。」(同3条3項)<sup>20)</sup>。

一方、「公認電子署名」は、二つの効力を有するが、まず「法律上の署名等としての効力」である。すなわち、「他の法令で文書または書面に署名、署名捺印または記名捺印を要する場合に、電子文書に公認電子署名があるときは、これを満たしたものとみなされる。」(同3条1項)。韓国民法上は、法律行為の方式は自由であるため、署名等が要求されるものではないが、特別に署名等を要件とする場合がある。また民法以外の法律で署名等を要求する場合は多い<sup>21)</sup>。このような場合に電子文書が使用されるなら、公認電子署名によって法律上の署名等の要件をクリアーできることとなる。

また、公認電子署名は、「推定的効力」を有する。すなわち、「公認電子署名がある場合に、当該電子署名が署名者の署名、署名捺印または記名捺印であり〔署

19) この四つの要件は、UNCITRAL電子署名モデル法6条3項(信頼できる電子署名の要件)の内容を参考にしたものである。

20) この規定は、2001年法で新設されたものである。

21) 民法などで署名等を要求する場合として、例えば、法人設立のための定款作成時の記名捺印(民法40条・43条)、指示〔指図〕債権の裏書時の裏書人の署名または記名捺印(民法510条)、不動産登記申請時の申請人の記名捺印(不動産登記法41条1項)、弁論調書等の記名捺印(民事訴訟法142条・150条・151条)などの規定があるほか、商法上は署名等を要求する多数の規定がある。また、行政行為の発令は、原則上文書によることを要するため(行政手続法23条1項)、処分官庁の署名等が要求される。

名者の同一性の推定)、当該電子文書が電子署名された後、その内容が変更されていないものと推定する〔電子文書の完全性 (integrity) の推定。〕(同3条2項)。

iii) 公認認証書制度：以上のように、韓国法上の電子署名制度は、「公認電子署名」にその重点が置かれている構図となっている<sup>22)</sup>。ところで、既述したように、公認電子署名は、「公認認証書に基づいた電子署名」として定義されているため(同2条3号)、公認電子署名と公認認証書との関係が問題である。両者は、紙文書における印鑑と印鑑証明書のように、二つの異なる実体なのか。

「公認認証書に基づいた電子署名」の解釈と関連して、実務では、公認認証書に電子署名を収録した形の制度(公認認証書制度)が利用されている。電子的な世界においては、電子署名と認証書は同じく「情報」(電子文書)として定義されるため<sup>23)</sup>、両者を合体することが論理上可能であるからである。実務上この制度は、以下のようなものである。すなわち、公認認証機関は、利用者(加入者)の申請により、利用者に関する情報や電子署名の方式などが収録された「公認認証書」を発給する<sup>24)</sup>(同15条)。利用者は当該公認認証書を記録媒体(コンピュータのハードディスク、USBなど)に記録(貯蔵)しておき<sup>25)</sup>、電子金融取引や

- 
- 22) 電子署名法の構成も、第1章総則、第2章公認認証機関、第3章公認認証書、第4章〔公認〕認証業務の安全性および信頼性の確保、第5章電子署名・認証政策の推進等、第6章補則、第7章罰則、とされており、公認電子署名(公認認証書に基づいた電子署名)ないし公認認証制度が政策的に推進される模様となっている。
- 23) 「電子署名」とは、「署名者を確認し、署名者が当該電子文書に署名したことを示すに利用するため、当該電子文書に添付され、または論理的に結合された電子的形態の情報」をいう(電子署名法2条2号)。また「認証書」とは、「電子署名生成情報が加入者に専ら属するという事実等を確認し、これを証明する電子的情報」をいう(同2条6号)(傍点筆者)。
- 24) 電子署名法第15条(公認認証書の発給)①公認認証機関は、公認認証書を発給されようとする者に公認認証書を発給する。この場合、公認認証機関は、その者の身元を確認しなければならない。②公認認証機関が発給する公認認証書には、次の各号の事項が含まなければならない。1. 加入者の名前(法人の名称)、2. 加入者の電子署名検証情報〔電子署名を検証するために利用する電子的情報〕、3. 加入者と公認認証機関が利用する電子署名方式、4. 公認認証書の一連番号、5. 公認認証書の有効期間、6. 公認認証機関の名称など公認認証機関であることを確認できる情報、7. 公認認証書の利用範囲または用途を制限する場合、これに関する事項、8. 加入者が第三者のための代理権等を有する場合または職業上の資格などの表示を要請した場合、これに関する事項、9. 公認認証書であることを示す表示。(3項以下は省略)

電子支払取引（クレジットカードなど）、公共部分（公共機関の行政書類の発給または照会、租税納付、電子文書を利用した認可・許可の申請等）などにおいて、公認電子署名としてまたは本人確認の手段<sup>26)</sup>として当該公認認証書を利用する、といった具合である。公認認証書は、公認電子署名として、また電子取引等における本人確認手段として、韓国の実務上広く利用されている<sup>27)</sup>。

#### iv) 電子金融取引との関連性

それでは、電子署名法は電子金融取引とどのように関連するのか。この問題については、次のように三つに整理することができるだろう。

まず、電子署名法上の「公認認証書」が「公認電子署名」または電子金融取引の「本人確認手段」として広く利用されている点は前述したとおりであるが、実務上は有効な公認認証書の使用が取引の前提条件（取引の成立の問題）となっている点も指摘できる。すなわち、公認認証書の有効期間が満了し、または取り消されたときは、口座移替（電子資金移動）や電子保険取引の全部が制限されるのである（電子金融取引基本約款10条2項、電子保険取引標準約款7条2項。これらの約款については後述）。

次に、以上のような実務上の利用とは別に、公認電子署名が電子金融取引のための法定要件の一つとされる場合もある。すなわち、後述する「電子債権取引」と「電子手形取引」のためには公認電子署名が必要である。電子債権取引と関連しては、電子金融取引法は電子債権管理機関への「登録」を電子債権の発行や譲渡のための要件として法定しているが（電子金融取引法2条16号、20条1項）、

25) 銀行取引の場合には、銀行が公認認証機関による公認認証書発給の代行機関としての役割を果し、利用者は、取引銀行のホームページで公認認証書をダウンロードする等の方法が利用されている。

26) 公認認証書は電子署名法が認定する「本人確認の手段」でもある。電子署名法第18条の2（公認認証書を利用した本人確認）他の法律で公認認証書を利用して本人であることを確認することを制限または排除しない限り、この法律の規定に従い公認認証機関が発給した公認認証書により本人であることを確認することができる。（この規定は2001年法で新設されたものである）

27) 韓国では、金融監督当局の政策等により、電子金融取引（インターネットバンキングによる電子資金移動取引、ネット証券取引、電子保険取引）やネット上のクレジットカード取引（一定価格以上）の場合に、公認認証書（公認電子署名）の使用が事実上強制されている。

その登録（発行登録、譲渡登録）の際に公認電子署名が必要であるということである<sup>28)</sup>。また、電子手形取引と関連しては、電子手形法上、発行や裏書など電子手形行為のためには公認電子署名が必要な旨が定められている（電子手形法6条3項、7条6項など）<sup>29)</sup>。

最後に、電子金融取引法は、電子署名法上の「電子署名生成情報」〔電子署名を生成するために利用する電子的情報〕と「認証書」を「アクセス媒体」の一種として明示している。アクセス媒体とは、要するに、電子金融取引システムにアクセスするために必要な各種の電子式カードや、利用者ID・暗証番号・利用者の生体情報などの情報をいう<sup>30)</sup>。アクセス媒体の電子金融取引における重要性から本法は、アクセス媒体の選定や使用および管理に関する規定（6条）<sup>31)</sup>を設けるほか、アクセス媒体の偽造・変造や紛失・盗難等を電子金融取引の事故発生の代表的な標識としている（本法9条・10条）。これによると、例えば公認認証書が偽造された場合は、利用者に故意または重過失がない限り、原則として金融機関等が責任を負うこととなる（後述）。

以上を要するに、公認電子署名（公認認証書）は、韓国の電子金融取引の実務上、その利用が事実上の取引成立の要件とされる場合が多く、法制上もその利用

---

28) 「譲渡登録」は、民法上の指名債権と法理構成された電子債権の譲渡における「対抗要件」を具備するための要件である。したがって、指名債権譲渡の第三者対抗要件を具備するためには、確定日付を付与される必要がある（韓民450条2項、日民467条2項）。そのような場合に利用できるのが、電子署名法20条による「時点確認制度」である（電子署名法第20条〔電子文書の時点確認〕公認認証機関は、加入者または公認認証書を利用する者の申請がある場合、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点を公認電子署名して確認することができる。）。電子債権管理機関が公認認証機関から時点確認を受けた場合には、第三者対抗要件までを備えたことになる（電子金融取引法20条2項、後述）。なお、ここで時点確認を含む譲渡登録の手続は、ネット上で瞬時に行われる。

29) 「電子手形法」については、拙稿「韓国における電子手形法の制定とその法理—韓国電子売掛債権制度との比較—」金融庁金融研究研修センター DP Vol.19 (2005)（金融庁ホームページ）を参照されたい。

30) 電子金融取引法第2条（定義）10. アクセス媒体とは、電子金融取引において取引指示をし、または利用者および取引内容の真实性と正確性を確保するために使用される、次のいずれかに該当する手段または情報をいう。ア. 電子式カードおよびこれに準じる電子的情報、イ. 「電子署名法」第2条第4号の電子署名生成情報および同条第7号の認証書、ウ. 金融機関または電子金融業者に登録された利用者ID、エ. 利用者の生体情報、オ. アまたはイの手段または情報を使用するために必要な暗証番号

を法定要件とする場合がある（電子債権・電子手形）。また、公認電子署名が利用される場合、アクセス媒体たる公認電子署名の偽造等による事故は、本法上責任帰属の問題に直接つながるため、公認電子署名の発給時の本人確認や利用者による管理問題（譲渡・担保設定など）が重要になってくる。

### C 電子手形法

以上で説明した電子取引基本法と電子署名法は、いわゆる「電子商取引」を念頭においた立法であるが、物品等の電子商取引に限らず、電子金融取引を含む電子取引全般に及ぶ包括的な立法であることは、以上の説明で確認されたであろう。しかし、それはあくまでも電子取引の基本的な事項（電子文書や電子署名の効力）に関連するもので、電子金融取引の法律関係そのものを規律するものではない。韓国法上、「電子金融取引」を規律する法律としては、電子金融取引法以外にも、「電子手形の発行及び流通に関する法律」(2004)（略称「電子手形法」）がある。

電子金融取引立法に関連しては、1993年と1997年に「電子資金移替〔移動〕法」の制定のための動きもあったが、立法のための本格的な議論は、2000年代に入り電子商取引や電子決済の利用が急増し始めてからのことである<sup>32)</sup>。それが立法案として正式にまとめられたのが、2002年10月の電子金融取引法の立法予告案（政府草案）である。ところで、電子金融取引法の立法のための議論が進められていた最中、電子金融取引に関連するもう一つの動きがあったのだが、「電子手

---

31) 電子金融取引法第6条（アクセス媒体の選定と使用および管理）①金融機関または電子金融業者は、電子金融取引のためにアクセス媒体を選定して使用および管理しなければならない。②金融機関または電子金融業者がアクセス媒体を発給するときは、利用者の申請がある場合に限り、本人であることを確認したうえで発給しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者の申請や本人の確認がない場合においても発給することができる。1. 前払電子支払手段または第16条第1項但し書きの規定による電子マネー〔小額〕の場合、2. アクセス媒体の更新または代替発給等のために、施行令の定めるところにより利用者の同意を得た場合 ③アクセス媒体は、他の法律に特別な定めがない限り、譲渡・譲受または質権設定をしてはならない。ただし、第18条の規定による、前払電子支払手段または電子マネーの譲渡または担保提供のために必要な場合には、この限りでない。

32) 杉浦=徐・前掲注6) 13頁。

形法」の制定のための動きがそれである（議員立法）。電子手形とは、要するに、実物手形の電子化を実現しようとするものであり、法理上も「手形」の特殊型とされていたため、当時の政府の政策（手形縮小政策）との衝突が問題となっていた<sup>33)</sup>。

手形縮小政策を進めていた政府は、手形の代替手段の普及を促していたが、その一つとして開発されたのが手形の原因債権（売掛債権等）を電子化した「電子債権」である。電子債権は指名債権として法理構成されたため、その譲渡（手形割引のための手形の売買と同じ経済的機能を有する）のためには民法上の対抗要件の具備が必要である。電子金融取引法の政府草案には、この電子債権譲渡の対抗要件を電子的な方法で簡単に具備するための要件（民法の特例）が制度化されていたのである。したがって、電子金融取引法の制定を推進する政府としては、電子手形法の制定に反対するのが当然な帰結であったわけである。

しかしながら、電子手形と電子債権は、その経済的な機能は類似しているが、法理構成上の違い（有価証券法理 vs 指名債権法理）から、特に「流通性」の側面で決定的に異なる電子決済手段である。すなわち、電子手形がその政策的な理由で裏書の回数に制限があり（20回）、また分割裏書も禁止されているもの<sup>34)</sup>、あくまでも転々流通を前提とする有価証券であるのに対し、電子債権は指名債権のゆえ流通性にはあまり親和性がない（現在の制度上は、電子債権の債権者が債権譲渡担保貸出を受けるために1回限りで取引銀行へ譲渡することが許容されている）。さらに、企業間の代表的な決済手段としての手形の現実的な有用性から考えたとき、その縮小政策は再考の余地がある。また、電子的な方式で手形を発

---

33) 当時の韓国は、IMF 救済金融（通貨危機）の時期であった。政策当局は、手形の連鎖不渡りによる企業の連鎖倒産が通貨危機と関連するものとみて、これを防ぐための方案の一つとして、長期的に手形の使用を縮小しようとする政策を推進していた。そこで、手形を代替する決済手段の普及が図られたが、本法上の「電子債権」はその一つである。これらの点を含め、電子手形法の制定の背景については、徐・前掲注29）2頁以下を参照。

34) 分割裏書制度は電子手形の持つ特長として、業界からその導入が強く要望されていたが、不渡りの被害を拡散させる原因になりかねないという理由で法案から削除された。一方、電子手形法の成立に際しての付帯意見では、電子手形制度の安定的な定着を見極めた上で、その導入如何を積極検討するよう政府に求めている（徐・前掲注29）3頁）。

行すると、租税正義の実現（企業の売出情報の記録等による課税の透明性のこと：筆者注）、費用節減などの効果を期待できる。以上のような理由で、結局、電子手形法は、2004年3月に韓国国会で成立した（手形法の特別法）。

一方で、電子債権譲渡の対抗要件の電子化（民法の特例）などを盛り込んだ電子金融取引法は、その2年後（2006年4月）に成立した。その結果、韓国では、電子債権と電子手形に関する二つの法制度が同時に整備されている模様となっている<sup>35)</sup>。もっとも、電子手形取引は、流通性以外には電子債権取引とその実体が類似した側面があり、したがって電子手形法を電子金融取引法に統合して電子債権取引と統一的に規定すべきである、という見解も主張されている<sup>36)</sup>。

以上で、電子取引関連立法として、電子取引基本法、電子署名法、電子手形法について、それぞれの立法の趣旨や電子金融取引との関連性を中心に述べてきた。以上の内容を簡単にまとめると、以下のようになろう。電子取引基本法や電子署名法上の電子取引のための基本的な事項（電子文書や電子署名の効力）は、電子金融取引にも原則としてその適用が予定されている。また電子手形法上の電子手形は、電子金融取引法上の電子債権との関連性が強く、したがって電子債権とともに電子金融取引法に統合すべきとの意見もあるが、手形法の特別法としての性質上（電子手形法4条）、特別に扱われている。

## (2) 電子金融取引における標準約款の制定

電子金融取引に関する標準約款としては、現在のところ、全国銀行連合会の「電子金融取引基本約款」と生命保険協会や大韓損害保険協会の「電子保険取引

35) 両制度の法理構成やシステム構成上の異動については、徐・前掲注29) 21頁以下を参照されたい。

36) 徐・前掲注29) 39頁参照。電子手形と電子債権は、法理構成上の差異にもかかわらず、システム構成上は非常に類似した制度である（同35頁）。一方、日本の法務省・法制審議会の「電子登録債権法制に関する中間試案」（2006.8）によると、日本で構想中の「電子登録債権（仮称）」は、指名債権・手形債権等既存の債権と異なる種類の債権と概念構成されている。既存制度とは異なる新たな制度作りを指向する点が、既存制度の法理（指名債権法理・手形法理）を前提とした韓国の電子債権・電子手形法制と異なる部分である。もっとも、管理機関への「登録」による権利変動を前提とする点では、韓国の電子債権制度と共通する面もある（なお、韓国の電子手形制度においても、電子手形行為が電子手形管理機関に登録される実質的な電子登録方式のシステムが採択されるとされる。徐・前掲注29) 24頁）。

標準約款」がある。いずれの標準約款も、「約款規制法」(1986)上の標準約款審査制度(19条の2)<sup>37)</sup>に基づき、公正取引委員会の標準約款審査を受け、承認されたものである(それぞれ2001.10、2003.11)。これらの標準約款は、それぞれ電子的な方式による銀行取引と保険取引を規律するもので、今後もその使用が予想されるが、本法の制定を受け、見直されるべき部分もある。以下、簡単にこの標準約款の内容を概観する<sup>38)</sup>。

#### A 銀行取引：電子金融取引基本約款

i) 電子金融取引の意義：電子金融取引基本約款(以下「基本約款」ともいう)が適用される電子金融取引とは、現金自動支払機(CD)、現金自動預払機(ATM)、コンピュータ、電話、デビットカード端末機などの電子的手段を通じて提供される、残高照会、入金(預入)、出金(引落)、口座移替<sup>39)</sup>などを取引先(利用者)が直接〔窓口を通じずに=非対面で〕利用する取引をいう(基本約款2条)。利用者が電子金融取引を利用しようとする場合には、預金残高の照会・ATM等による取引等一定の場合を除き、事前に銀行と別途の電子金融取引の利用契約を締結する必要がある(同4条)。なお、利用者は電子金融取引に必要なアクセス媒体の管理に十分注意するものとされる(同22条)。

ii) 取引の成立と取引内容の確認：電子金融取引の利用契約を締結した後、顧

---

37) 約款規制法第19条の2(標準約款)①事業者及び事業者団体は、健全な取引秩序を確立し不公正な内容の約款が通用することを防止するために、一定の取引分野で標準となる約款を定め、その内容がこの法律に違反するか否かに関して公正取引委員会に審査を請求することができる。(2項以下省略)

公取委の標準約款審査制度は、韓国の約款規制制度の特徴の一つである。裁判所による約款審査(「具体的約款審査」)以外に行政機関である公取委による約款審査(「抽象的約款審査」)を設けている韓国法において、公取委による標準約款の承認は、その約款内容の公正性が一応保障されたことを意味する(拙稿「韓国における消費者法の発展と課題」国民生活研究42巻4号〔2003〕8頁)。

38) 「電子金融取引基本約款」については、杉浦=徐・前掲注6)10頁以下も参照されたい。なお、他に、個別的な金融取引分野における約款が多数存在するが、電子金融取引のみを規律対象とするものは見当たらない。

39) 「口座移替」とは、日本の「振込」と「振替」を含む概念である。要は、A口座からB口座へと金額情報を書き換えることによって資金移動が行われる場合を指す(他行口座移替=振込)。なお、本法は「口座移替」を「電子資金移替」と表現している(本稿では、電子資金移替または電子資金移動と表現)。

客が個別的な電子金融取引の処理を依頼（「取引指示」）した場合、その処理の完了までの時間的な流れは、大体次のとおりである（他行口座移替＝振込の場合）。①システムにアクセス（カードの挿入・暗証番号等の入力、本人一致如何の確認）→②利用者の取引指示（金額情報等の入力、出金口座等の確認）→③出金口座元帳に出金記録（取引の成立：同8条）→④受取人の入金口座元帳に入金記録（取引の完了：同11条）。

以上のように、個別的な取引をめぐる規定の特徴は、取引の「成立」と「完了」時期が区分されており、また取引が成立した以後は、取引指示を取消（撤回）または変更することができない（予約による口座移替は例外）とされている点にある（同13条1項）。これらの規定による限り、振込取引における仕向銀行は、当該取引と関連して何らかの事由により利用者が損失を被った場合、その事由が取引の成立（出金記録）時点以後に発生したなら、それに対する責任を負わない、と解されることになろう。

一方、利用者は、銀行が提供する電子的手段（コンピュータ画面上の表示等）を通じて（同21条）、取引指示とその処理結果（他行口座移替の場合には受付の結果〔取引成立の事実〕）が一致するかどうかを「確認」（取引内容の確認）し、それが一致しないことを知るようになったときは、これを即時銀行に「通知」するものとされる（同16条）。銀行は、銀行自らが利用者の取引指示と相違した処理をした場合を除き、利用者が第16条の「確認」または「通知」をしていないことにより発生した損害に対しては責任を負わない（同23条5項）。これらの規定は要するに、利用者に事実上「取引内容の確認・通知義務」があることを示すものであり、銀行が利用者の取引指示と相違した処理をした場合（銀行による誤振込など）以外の場合には、確認・通知義務の不履行による不利益は利用者が負担する、ということの意味する。

iii) 事故発生時の責任：電子金融取引と関連して事故が発生した場合における責任の問題について、基本約款の態度は以下のように整理されるものである。

①事故通知以後の損失補償：利用者が取引口座に係るアクセス媒体の盗難・紛失・偽造または変造の事実を知り、その他取引の手續上秘密を要する事項が漏洩されたことを知ったときは、遅滞なくこれを銀行に申告（通知）しなければなら

ない(同20条1項)。第1項の申告は、銀行がこれを受け付け、電算入力に要求される合理的な時間の経過後、その効力が生ずる(同20条2項、下線筆者)。

銀行は、利用者から第20条の申告を受け、電算入力に要求される合理的な時間が経過した後に発生する不正移替の金額に対しては、当該損失額と1年定期預金の利率で計算した利子を補償する(同23条1項)。しかし、銀行は、利用者が第20条1項の申告を遅滞して発生した損害に対しては責任を負わない(同23条4項)。

②アクセス媒体の偽造・変造等と銀行の免責：銀行は、取引指示に含まれた口座番号、暗証番号、利用者IDなどが銀行に届け出たものと同じであることを確認し、取引指示の内容通り電子金融取引を処理した場合には、銀行の過失でないアクセス媒体の偽造・変造その他の事故により利用者に損害が発生しても責任を負わない。ただし、取引指示の伝送過程で利用者の故意または過失によらない事故が発生した場合には、この限りでない(同23条2項)。

③不可抗力と銀行の免責：銀行は、利用者から受け付けた取引指示が、天災地変、銀行の帰責事由のない停電、火災、通信障害、その他の不可抗力的な事由で処理不能または遅延が生じた場合、利用者にその事由を「通知」したときは、利用者に対しこれによる責任を負わない(同23条3項)。この際、銀行に責任のない事由で「通知」をすることができない場合、また利用者が指定した通信媒体(ファクスなど)の故障により通知ができない場合なども、銀行は責任を負わない(同23条6項・7項)。

#### B 保険取引：電子保険取引標準約款

電子保険取引標準約款は、前記の基本約款と類似した体系により構成されている。また、その内容も大体のところと同様であるが、事故発生時の責任負担の問題については、基本約款より利用者の立場が多少考慮された内容になっている。

i) 電子保険取引の意義：電子保険取引標準約款の適用を受ける電子保険取引とは、保険会社(「会社」)がコンピュータなど電子的手段を通じて提供する保険契約の申込み・申込みの撤回・解約・契約変更および貸出などを利用者が直接〔非対面で〕利用する取引をいう(電子保険取引標準約款2条)。利用者が電子保険取引を利用しようとする場合には、別途の利用契約を要するほか、利用者は電

子保険取引に必要なアクセス媒体の管理に十分注意するものとされる(同3条)。

ii) 取引の成立と取引内容の確認：電子保険取引は、会社が利用者の取引要請を受け付け、その内容が会社のホストコンピュータにより処理され貯蔵されたときに成立する(同6条)。利用者は、会社の定める方法〔電子的方法〕により、保険契約の申込み(同8条)やその撤回(同10条)、保険契約の内容(保険種目・保険期間・保険加入金額・保障内容・保険契約者または保険受益者・保険料納入方法等)の変更(同11条)、保険契約の解約(同12条)などを行うことができる。利用者は会社に要請した取引の内容と会社の処理結果が一致するかどうかを「確認」し、それが一致しないことを知ようになったときは、これを即時会社に「通知」するものとされる(同15条)。会社は、利用者の取引要請と相違した処理をした場合を除き、利用者が第15条の「確認」または「通知」をしていないことにより発生した損害に対しては責任を負わない(同21条4項)。

iii) 事故発生時の責任：この問題に対する本約款の基本的な構造(①②③)は、前記基本約款と同じであるが、その内容に若干の違いがある。以下、関連するところで、その点に言及する。

①事故通知以後の損失補償：利用者が電子保険取引に係るアクセス媒体の盗難、紛失、盗用、偽造または変造の事実を知り、その他取引の手續上秘密を要する事項が漏洩されたことを知ったときは、遅滞なくこれを会社に「通知」しなければならない(同17条1項)。第1項の通知は、会社がこれを受け付けた即時にその効力が生じる(同17条2項、下線筆者)。受付後「即時」その効力が発生するとされている点で、「電算入力に要求される合理的な時間の経過後」に通知の効力が発生するとされている基本約款(20条2項)よりは、柔軟な対応となっている(または、電算入力により受付される場合が多い実状を反映したものであろう)。

会社は、利用者から第17条第1項による「通知」を受け付けた後に発生する金銭的被害に対しては、当該金額と約款貸出利率で計算した利子を補償する。ただし、利用者が当該「通知」を遅滞して発生した損害に対しては責任を負わない(同23条1項)。

②アクセス媒体の偽造・変造等と会社の責任(立証責任の転換)：会社は、ア

クセス媒体の偽造、変造、または契約締結および取引指示の伝送または処理過程での事故により利用者が被った損害に対し責任を負う。ただし、以上の事故発生において、利用者に故意または過失があることを会社が立証する場合には、この限りでない（同21条2項）。銀行取引の場合、銀行の過失でないアクセス媒体の偽造・変造による利用者の損害は、利用者が負担するとされているが（基本約款23条2項）、電子保険取引の場合には、そのような場合に基本的に会社が責任を負担するが、利用者の帰責事由を会社が立証することによって免責される、といった違いがある。

③不可抗力と銀行の免責：会社は、利用者から受け付けた取引要請が、天災地変、会社の帰責事由のない停電、火災、通信障害、その他の不可抗力的な事由で処理不能または遅延が生じた場合、その事由を遅滞なく利用者に通知したときは、利用者に対しこれによる責任を負わない（電子保険取引標準約款21条3項、下線筆者）。不可抗力事由の「遅滞ない」通知が免責の要件とされている点で、それを要件としない基本約款より柔軟な解決が図られている。また、銀行取引において通信媒体の故障などによる通知不能時の銀行の免責規定（基本約款23条6項・7項）については、電子保険取引には同様の規定がない。

## 2 本法の制定背景と成立までの沿革

以上、本法制定の前史として、電子取引関連立法と電子金融取引との関連性および電子金融取引に関する標準約款について整理した。以下では、以上の内容を踏まえ、本法の制定背景と成立までの沿革について検討する。

### (1) 本法の制定背景

本法は、電子金融取引の急速な進展を背景に、非対面性・非書面性など電子金融取引の技術的特性を反映した横断的な取引ルールとして成立した。しかしながら、「電子金融取引」が金融取引の特殊な形態として特別に扱われるべきものかについては議論があろう。すなわち、「電子金融取引」を対象とする横断的な取引法のルールを定めるに当たっては、電子マネーや電子債権など新たな電子支払（決済）手段に対する法的対応が必要であった点はさておき、インターネットバンキング（IB）や電子保険取引（契約）などの金融取引については、その取引

の方式だけがやや異なるもので、これを「電子金融取引」という枠組みの中で特別に捉える必要があるかについては、否定的な考え方も根強かったはずである。本法の制定が長引いたのも、電子金融取引を特別に取り扱おうとする本法の趣旨に対する違和感が強かったためであろう。また、以上で検討してきたように、本法の制定の前にも、すでに一部の個別電子金融取引（銀行・保険）においては、それぞれの標準約款の制定により、技術発達に対応した取引ルールの整備がある程度は進んでいる状況であったのも事実である。

それでは、以上のような事情にもかかわらず、本法はどのような必要性からその制定が推進されたのであろうか。これは、本法の個別条文の立法背景の検討を必要とするもので、一概にはいえないものであろうが、大体以下のような三つの点で整理することができる<sup>40)</sup>。

第一に、**新たな電子支払（決済）手段に対する法的対応の必要性**である。新たな電子支払（決済）手段としては、例えば、電子マネーや電子債権<sup>41)</sup>などが考えられるが、この種の電子支払（決済）手段による取引の法律関係等（支払の法的効力、譲渡の許容性如何等）を規律する必要があった。なお、電子支払取引は、他業種（通信業界等）からの参入が活発な領域でもあり、その参入要件を整備することも監督法的な観点からは必要である<sup>42)</sup>。

第二に、**電子資金移動取引法（振込法）の立法の必要性**である。電子資金移動取引（EFT）については、アメリカやドイツなど有力国家と異なり、韓国は日本と同様、約款により対応してきた（前記 I 1 参照）。しかし、2000年代に入り、

40) 杉浦＝徐・前掲注6) 14頁以下は、電子金融取引の法律関係の明確化（既存の取引関連法律の限界）、利用者の保護（約款の限界に対する対応）、電子金融業の健全な発展性の確保（非金融機関の電子金融業への参入許容）、といった三つの観点から本法制定の目的を説明している。これに対し、本稿は、民事法的な観点からみた立法の必要性を検討するものである。

41) 売掛債権等を電子的な方法により登録することによって発生する債権で、企業の新たな支払（決済）手段として実務において2002年から導入されている「電子売掛債権制度」を念頭においた概念である。

42) 電子支払業（本法の用語上は「電子金融業」）の参入要件の明確化は、本法の主な目的の一つである「電子金融業の健全な発展のための基盤形成」（1条）と係る。ただ、民事法理の考察という本稿の目的上、本稿は、その詳細については立ち入らない。

IBの利用（資金移動・残高照会等）規模が急増するにつれ<sup>43)</sup>、その法律関係（資金移動取引の成立時点、仕向銀行の義務と責任の内容等）を明確化するための立法の必要性が指摘されていた。例えば、電子金融取引基本約款によると、前述のとおり、取引の成立時点と完了時点は別個のものとされるため、取引の成立以後の事故における責任が問題になる。

第三に、電子金融取引における責任ルールの整備の必要性である。これについては、システム取引としての電子金融取引の技術的特性から、二つの大きな問題がある。まず、電子金融取引は、システム提供者（プロバイダー）や決済仲介システム（資金決済システム）の運営者、VAN事業者など多数の当事者が関与する場合が多いが、これらの者が関与した電子金融取引の事故発生時における責任の所在や限界を定めるのは非常に難しい問題である。このような場合、利用者としては誰を相手に損害賠償を請求すべきか、といった点が問題になる。

次に、アクセス媒体（電子金融取引システムにアクセスするための手段や情報）の偽造・変造、盗難・紛失等における責任負担（分担）ルールの明確化の問題である。この問題については、既述したとおり、電子金融取引基本約款や電子保険取引標準約款で、すでに一定のルールが示されているが、前述したとおり、業界別に立場の差が見られる。特に銀行取引の場合、既存の過失責任主義に立脚した責任法理に基礎しているため、（過失の範囲について柔軟な対応がとれない限り）システムの安全性が特に求められる電子金融取引における責任のルールとしては不当な結果になりかねない、という批判が提起されていた<sup>44)</sup>（なお、電子保険取

---

43) 韓国銀行（中央銀行）の調査によると、銀行サービスの利用チャンネル別（①窓口、②CD・ATM、③テレフォンバンキング、④IB）の業務処理（件数）の割合は、2002年末基準では、①40.0%、②30.3%、③13.7%、④16.0%であったが、2006年3月末現在では、①29.8%、②26.4%、③11.3%、④32.5%と変わっている。また、別の調査によると、韓国の銀行取引において、CD・ATMが窓口取引を代替する速度より、IBがCD・ATMを代替する速度が2倍くらい速いという。

44) 2005年5月に発生したIBのハッキング事故が、この点についてよい示唆を提供してくれる。この事故では、IB利用者のキーボードの入力内容を自動的に伝送するいわゆる「キーストローク」方式のハッキング・プログラムにより（当該プログラムはスパイウェアによりインターネット上に事前配布）、IB利用者のIDや暗証番号等がハッキングされた。銀行側は、既存の約款等を根拠に責任がない立場を貫いていたが、それ以後、世論の悪化により利用者が被った損失を補償した。

引標準約款は、本法の政府草案以後に制定されたものである点にも注意)。

以上を要するに、本法は、電子マネーなど新たな電子支払手段への法的対応の必要性、電子資金移動取引法の立法の必要性、および電子金融取引における責任ルールの整備の必要性などから、その制定が推進されるようになった、ということができるだけだろう。

## (2) 本法の成立までの沿革

以上のような背景ないし必要性から本法の制定が推進されるようになったのだが、本法の成立までの過程は、そう簡単な道程ではなかった。本法の制定の推進過程（成立までの沿革）を政府草案の公表の時期から整理すると、大体以下のようによまとめられる。①政府草案の公表（2002.10.8）、②政府案の第1次国会提出（2003.8.25）→第16回国会の会期満了で自動的に廃棄（2004.5.29）、③政府案の第2次国会提出（2005.1.11）、④国会で修正案が成立（2006.4.6）・公布（2006.4.28）。

ここで、①政府草案→②第1次国会提出案→③第2次国会提出案の過程では、関連業界や学界および関連部署等の意見を収斂し調整するなどして、若干の修正や補完が行われている。なお、第2次国会提出案の国会審議過程において、最後まで争点となっていた部分（電子金融取引の事故時における責任負担のルール、マイレージ〔ポイント〕カードの法的性質〔電子マネーか〕およびその発行者に対する金融監督の是非、システムプロバイダーやVAN事業者など〔電子金融補助業者〕に対する〔金融〕検査の是非等）に対する修正案が関連委員会から提案され、最終的にはこれが法案に取り入れられて成立した。

## Ⅲ 本法の適用範囲：電子金融取引の意義

### 1 電子金融取引

本法が適用対象とする「電子金融取引」とは、金融機関<sup>45)</sup>または電子金融業者<sup>46)</sup>〔以下「金融機関等」という〕が電子的装置を通じて金融商品およびサービ

45) 金融監督当局の検査を受けるすべての金融機関（銀行・証券・保険・クレジットカード業者等）や郵便局等（2条3号）。

46) 本法の規定（28条）に従い金融監督当局の許可を受け、または金融監督当局に登録をした者をいう（金融機関は除外）（2条4号）。

スを提供し、利用者が金融機関等の従事者と直接対面ないし意思疎通せず、自動化された方式によりこれを利用する取引をいう（2条1号）。ここには、銀行等が提供する電子資金移動取引（EFT）、ネット（オンライン）証券取引、電子保険取引（契約）、電子マネー等による支払取引など、自動化された方式により行われるすべての金融取引や支払取引が含まれる<sup>47)</sup>。

この定義規定から電子金融取引を分析すると、次のようになろう。まず、電子金融取引は「利用者と金融機関等との間の取引」である。「利用者」とは、電子金融取引のために金融機関等と締結した契約により電子金融取引〔のシステム〕を利用する者をいう（本法2条7号）。電子金融取引契約により電子金融取引を利用する者としては、例えば消費者や法人などが考えられる。しかし、金融機関等相互間の電子金融取引には本法の適用がないため（本法3条参照）、金融機関等は本法の適用を受ける利用者には該当しないと解される。また「金融機関」には、金融監督当局の検査を受けるすべての金融機関（銀行・証券・保険・クレジットカード業者等）や郵便局等が含まれる（2条3号）。なお「電子金融業者」は、本法の規定（28条）により金融監督当局の許可を受け、または金融監督当局に登録をした者をいい、金融機関は除外される（2条4号）<sup>48)</sup>。

次に、電子金融取引は、「電子的な方式」の金融取引である。「電子的な方式」の金融取引とは、「金融機関等が電子的装置を通じて金融商品およびサービスを提供し、利用者が金融機関等の従事者と直接対面ないし意思疎通せず、自動化された方式でこれを利用する」取引を意味する。これは要するに、i) 「電子的装置」<sup>49)</sup>による金融商品およびサービスの提供、ii) 金融機関等の従事者と直接対

---

47) 政府理由書46頁以下。

48) ここで、許可・登録を要する業務の範囲は、電子マネーの発行等（許可）、電子資金移替業務・デビット電子支払手段の発行等・前払電子支払手段の発行等・電子支払決済代行業務〔電子的方法で、財貨の購入もしくは役務の利用における支払決済情報を送信もしくは受信すること、またはその代価の精算を代行もしくは媒介する業務〕など（以上、登録）、後述する「電子支払取引」に関するものである（28条）。

49) 「電子的装置」とは、「電子金融取引情報を電子的方法で伝送または処理するために利用される装置であって、現金自動支払機（CD）、現金自動預払機（ATM）、支払用端末機、コンピュータ、電話機、その他電子的方法で情報を伝送または処理する装置」をいう（本法2条8号）。

面ないし意思疎通しないこと（非対面性）、iii）自動化された方式、以上の三つの要件を要するものである。これによると、非対面方式の取引であるため、利用者が「金融機関等の従事者と直接対面ないし意思疎通する」ことを要する取引、例えば、窓口における振込取引（窓口取引）や金融機関等の従事者との電話による取引は、金融機関等の従事者が「電子的装置」を利用して自動化された方式で利用者の取引指示（情報）を伝送または処理するとしても、ii）の要件を満たしていないため、「電子的な方式」による取引とはいえない。なお、「自動化された方式」の意義については、別途の定義規定はないが、現行技術上は、取引指示（申込み等）の入力により一定の条件が充足するとコンピュータにより自動的にそれに対する応答（承諾等）がなされ、処理（契約の成立等）されるようプログラミングされた場合を指すものと考えられる。これに対し、意思表示を単に電子的な媒体によって伝達する場合（電子メール等）は、これに該当しないと解される。

本法は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、以上のように定義される電子金融取引のすべてをその適用対象とする（本法3条）。ただし、既述したように、金融機関等相互間の電子金融取引（金融機関間の差額決済など）には本法の適用がない（同但し書き）。したがって、本法は、利用者と金融機関等との間のリテール電子金融取引に適用される一般法としての性質を有するものといえることができる。

## 2 電子支払取引

以上のように本法は、リテール電子金融取引に適用されるものであるが、そのうち電子支払手段による取引のみを対象とする規定がある。すなわち、本法第2章第2節（電子支払取引）は、電子資金移動取引、電子マネー等による電子決済取引、電子債権取引など「電子支払取引」の法律関係等を規律するためのものである。

「電子支払取引」とは、「資金を支払う者（支払人）が、金融機関等をして、電子支払手段を利用して、資金を受け取る者（受取人）に資金を移動させる電子金融取引」と定義される（本法2条2号）。ここで、「電子支払手段」とは、電子資

金移替〔移動〕<sup>50)</sup>、デビット電子支払手段<sup>51)</sup>、前払電子支払手段、電子マネー<sup>52)</sup>、クレジットカード、電子債権その他電子的方法による支払手段をいう(本法2条11号)。これらの定義規定を要するに、電子支払取引とは、金融機関等をして支払人が受取人に資金を移動させる取引であって、利用される「電子支払手段」の種類によって、「電子資金移替〔移動〕取引」、デビット電子支払手段・前払電子支払手段・電子マネー・クレジットカードなどによる「電子決済取引」、および「電子債権取引」などを含む電子金融取引をいう<sup>53)</sup>。

これらの電子支払取引は、銀行等の金融機関以外に通信業者など非金融機関の参入が活発な領域である。金融機関以外に本法による金融監督の対象となる「電子金融業者」とは、前述のように(注48)、電子支払取引に関連する業務で許可等を得た業者であり、その限りにおいては「電子支払業者」ともいえるようなものである。

(以下次号)

- 
- 50) 「電子資金移替」とは、「支払人と受取人との間で資金を支払う目的で、金融機関または電子金融業者に開設された口座(金融機関に連結された口座に限る。以下同じ)から他の口座に、電子的装置により、次のいずれかに該当する方法で資金〔金額情報〕を振り替えることをいう。ア. 金融機関等に対する支払人の支払指示、イ. 金融機関等に対する受取人の取立指示(取立移替)」(本法2条12号)。
- 51) 「デビット電子支払手段」とは、「利用者と加盟店との間で、電子的方法により金融機関の口座から資金を振り替える等の方法によって、財貨または役務の提供とその代価の支払を同時に履行することができるよう、金融機関等が発行した証票(資金を融通してもらうことができる証票を除外する)またはその証票に関する情報をいう。」(本法2条13号)。
- 52) 「前払電子支払手段」と「電子マネー」は、「移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵され発行された証票またはその証票に関する情報」と定義される点で(本法2条14号・15号)、本質は同じものであるが、政策的な理由により具体的な要件が異なる(この点については、後述するIV 2(2)を参照)。
- 53) ただ、「電子決済取引」という用語は本法の使用するものではない点に注意。私見としては、電子支払手段の定義規定に「対価の支払」(＝決済)という表現が含まれているものを電子決済手段と捉え、それによる取引を「電子決済取引」と分類することができるものとする。一方、「電子資金移替取引」も財貨等の「代価の支払」手段として利用される場合が多いだろうが、必ずしもそれに限るとはいえない点で(贈与や同一人による口座間資金移替取引など)、「電子決済手段」とは言い切れないだろう。なお、「電子債権取引」は、電子債権管理機関への登録を電子債権の発生・変動のための要件としている点で、やや特殊な類型である(以上の点については、IV 2(1)Aで後述)。